

【条例中の表現について】 15件

(もっとわかりやすい表現・内容にしてほしい) 13件

番号	意見の概要	市の考え方
101 112	・素案をもっとわかりやすくして、まちづくりセンター等を通じて、地域、町内会へ広め、理解を進める体制が必要。(12件)	条例については、法律規範として、規定しようとする内容を正確に記述するため、どうしても表現に硬さが出ることは避けられません。条例のPRの際には、多くの市民がわかりやすく親しみの持てるパンフレット、チラシ、ホームページ等の作成に留意し、まちづくりセンター等を通じた分かりやすい情報提供や積極的な支援を行うことで、市民の皆さんのご理解とご協力を得られるよう努力してまいります。
113	・条例の文脈は、地域自治と乖離したテーマ型市民団体の活動に偏ったものと思われ、表現の見直しが必要ではないか。	

(用語について) 2件

114	・協働、寄附文化等の新造語は不快。	協働や寄附文化という言葉はすでに国の審議会や報告など、さまざまな媒体にも登場している言葉であり、他都市の条例でも使用されている用語です。
115	・「協働」という言葉がひとり歩きし、市民が札幌市の出先機関になるのではないかと危惧している。	市は市民活動の自主性・自立性を尊重し、支援していきます。

【1 豊かで活力ある地域社会の実現のために(総則・定義)】 31件

<目的について> 3件

番号	意見の概要	市の考え方
116	・まちづくりへの参加を成功させるためには、他の施策の充実との関連を重視、追求する必要があるが、まちづくりを後回しにせず、生活改善の方向で促進することが肝要である。	「豊かで活力ある地域社会」は、市民活動の促進によって、市民、事業者及び市が共に創り上げていくものであると考えております。この言葉が持つ意味としては、誰もが暮らしやすい、生き生きと生活できる地域社会というイメージを考えていただければと思います。
117	・条例の目的が漠然としている。もっと具体的な目指す札幌像が必要ではないか。	
118	・「豊かで活力ある地域社会」とは具体的にどのような地域社会か。	

<定義について> 23件

(市民の定義について) 1件

番号	意見の概要	市の考え方
119	・市民の定義で、市内に住所を有していれば、住民票等の場所は関係ないのか。	この条例の「市民」は、札幌市自治基本条例第2条第1項に定義する「市民」と同じく、「市内に住所を有する者、市内で働き、若しくは学ぶ者及び市内において事業活動その他の活動を行う者若しくは団体」を意味します。市内に現に居住している場合は、住民票上の住所に関わらず、この条例では「市民」となります。

(市民活動団体の定義について) 18件

番号	意見の概要	市の考え方
120	・まちづくりに携わる団体の範囲が素案ではわかりにくい。	<p>市民活動の定義は、この条例の関連条例である札幌市市民活動サポートセンター条例における市民活動の定義と整合性をとる必要があることから、同じ定義としたものです。また、他都市の条例においても、ほぼ同様の定義の仕方が一般的になっているところです。ただ、この条例において市民活動の定義は重要でありますので、ご意見を踏まえ、「自発的に行う公益的な活動」の前に、「町内会、自治会、ボランティア団体、特定非営利活動法人等又は個人により」という例示を表す文言を付け加えます。</p> <p>なお、監査については附属機関である市民活動促進テーブルで行います。</p>
121	・市民活動が具体的に何をさしているかわかりにくい。	
122	・市民活動であることの判断がよくわからない。監査的なものがあるのか疑問。ないのであれば、なくてもよい理由が必要ではないか。	
123	・市民活動の定義の対象とする「領域」または「業務」はどのようなことを想定しているか。	
124	・「営利を目的とせず」の定義による範囲が不明確ではないか。	<p>この条文は、市民活動を行うものが事業収入を得ることを否定する趣旨でなく、事業収入を得た場合でも、収益は関係者に分配されず、事業活動のために使われる場合は、営利を目的としていないこととなります。その反対に株の配当のように、収益が関係者に分配されれば、営利目的となります。</p>
125	・市民活動の定義に、暴力団のような暴力的な活動を該当しないものとして追加してはどうか。	<p>市民活動の定義の中で、「公益的な活動」とあるので、その反対解釈として、非公益的な活動・団体である、公益を害する活動や暴力団等は支援の対象にならないこととなります。なお、このことも含め、細目については要綱等で定めることとなります。</p>
126	・市民活動の定義として、公益を害する活動を排除する例示が必要ではないか。	
127	・一定の宗教、政治団体に関する規制はなくてもよいのか。	<p>宗教団体あるいは政治団体でも公益的なまちづくり活動を行うことが想定されるため、これらの団体自体を排除するものではありません。この条例はあくまで団体そのものでなく、活動に着目して支援する趣旨です。</p>
128	・市民活動から除外するものの定義の(2)の範囲が明確ではない。政党活動・選挙活動の除外であれば(3)があれば十分ではないか。	<p>(2)は特定の政治的立場について、その政治的な理念・原理原則を広めるなどの活動であり、一方、(3)は議員等の候補者若しくは議員の職にある者、政党を推薦するなどの活動なので、両規定の趣旨は異なります。</p>
129	・条例素案からは、今回市民活動として想定されている対象がボランティア活動であると感じるが、事業を行っているNPOは市民活動の範疇に入らないのか。	<p>事業系NPOであっても、活動が条件に合致する事業であれば支援の対象になります。</p>
130	・従たる事務所が札幌市内にある団体も、条例の対象となるよう配慮するなどの文言を付してほしい。	<p>この条例では、従たる事務所が札幌市内にある団体であっても、市内で継続的に活動を行う場合は支援の対象になります。ただ、資金的支援は直接的な支援にあたるため、助成条件を厳しく設けることとなります。</p>

131	・札幌市に拠点があるNGO団体は「市民」に含まれるか。また、支援の対象となるか。	市内に拠点があるNGO（国際的な活動を行う市民活動団体）で市内でも公益的な活動を継続的に行っている場合、その市内で行う市民活動は支援の対象になり得ます。ただ、その団体が行う海外での活動自体は支援の対象にはなりません。 例えば、札幌市内に事務所を有するアフリカの難民を救う活動を行うNGOが市内で行う活動報告や啓発のためのパネル展などは、市民の国際理解を深める公益的な活動となるので、資金的支援の対象となりますが、団体が海外で行う活動自体は札幌市民のための活動とはみなされないため、助成の対象とはなりません。
132	・市民活動の定義について、誤解を与えないように、解説の中で図示するなどの工夫が必要。	今後、PRのパンフレット等で工夫していきたいと考えます。
133	・市民活動とはどんな活動か、またどういった場面で役に立つか、といったことを具体的に明示された方が理解しやすいし寄附もしやすい。	基金や助成制度のPRの際に工夫していきたいと考えます。
134	・「市の区域内」というのが、本拠なのか、活動自体なのか、効果なのか不明瞭。区域内の意味するところを具体的にすべき。	「市の区域内」において行われる活動とは、札幌市内において行われる活動を指します。活動自体が現に市内で行われるとの意味、すなわち活動の範囲が市内であるということです。資金的支援は、直接的な支援となるので、主たる事務所が市内に所在、活動の効果が市内に及ぶなど、さらに基準を設け、助成対象となるかどうかを審査することになります。
135	・NPOと市民活動団体の線引きが難しくなる。	この条例は、団体ではなく、あくまで活動に着目して支援・促進を行うという趣旨であることをご理解下さい。
136	・市民活動の定義の「自発的」を「主体的（責任性の保持）」にすべき。	ご意見の点は、「基本理念」の中にその趣旨も含んでいます。
137	・（定義として）地域の支えあいこそ、「市民活動」である。	条例素案の1ページ「条例制定の背景」の最後の段落に、「互いに支え合う仕組みをつくる必要があると考え、」と書いてあるように、条文全体では、支え合いが基調となっています。また、第3条の基本理念における協働の原則も同様の趣旨です。

（事業者の定義について）3件

番号	意見の概要	市の考え方
138 ～ 140	・事業者の定義を示してほしい。 （3件）	この条例では、事業者とは営利、非営利を問わず、一定の目的を持って社会的又は経済的な活動を行う団体又は個人を指しています。

（市の定義について）1件

番号	意見の概要	市の考え方
141	・「市」という言葉が何を指すのか理解できない。	市とは、地方自治法にある地方公共団体としての札幌市を指しています。

< 基本理念について > 5件

番号	意見の概要	市の考え方
142	・個々の活動が活性化することにより、小さな労力で大きな効果があり、そういった個々の活動が増加することで、市民活動が年齢や性別に関係なく参加者が集うものへと発展すると考える。	この条例では、さまざまな市民活動を対象に促進を図ります。情報の支援、人材の育成支援、活動の場の支援、資金的支援といった具体的な方策により、市民活動を行う団体・個人が活動を広げ、あわせてその活動を積極的に公表していくことにより、その活動に賛同し、支援・協力・参加する市民の輪が徐々に広がっていくものと考えています。そうした環境づくりを市民及び事業者との協働で市も行っていきます。
143	・町内会やまちづくりセンターが地域の活動の中心となり、それを専門分野を持つNPOがサポートするという体制が必要。	町内会とNPOは共に公共的な課題に自発的に取り組んでいるという共通項があります。また、両者がある特徴を活かしつつ、互いに連携しながら活動することが、これからの札幌市のまちづくりにとって非常に重要なことであると考えていますので、本条例に基づく支援策を実施していきたいと考えております。
144	・障がい者の市民活動に対する対応、配慮をどうするか、示してほしい。	市民活動全体の促進を図る中で、障がい者も含めたさまざまな市民活動が活発化し、市民一人ひとりのニーズに対応した活動の充実が図られていくものと考えます。
145	・基本理念の「協働の原則」を「協働自治の原則」とし、すべての活動を自治活動と捉えるべき。「市民活動の自主性及び自立性を尊重すること」について、「市民活動の主体性および自立性を尊重すること」とすべき。	市民自治に関する規定については自治基本条例に委ねています。また、本条例では、行為主体に着目した言葉である主体性という言葉ではなく、自主的な意思に着目し、自主性という言葉を使っています。
146	・市民、事業者及び市のコラボを進めようとするならば、市民の権利が守られることが第一である。	「基本理念」における協働の原則は、市民・事業者・市が対等の立場に立ち、お互いを尊重することが前提です。

【 2 市民、事業者及び市の役割】 28件

< 全体について > 12件

番号	意見の概要	市の考え方
147	・三者の協働に賛成である。特に企業側の情報をどう一般市民に公開させていくか、市の取組が期待される。	この条例では「基本理念」に関係者相互の情報提供、公開を定めており、市としては企業から行われる市民活動への支援や社会貢献活動についての情報を、今後開設予定の市民活動情報ポータルサイトや市民活動フェスティバルで公開していくことを想定しています。こうした取り組みを通じて、企業からのより積極的な情報提供が得られるものと考えています。
148	・行政主導ではなく、企業や活動団体と協働し、横のつながりの強化を図ることで、より効果的な事業ができると思う。	この条例では、市民、事業者及び市の3つの事業主体の役割を明確にするとともに、連携・協力に当たっては「対等の関係」、「相互理解」、「情報の相互提供・公開・共有」、「市民活動の自主性・自立性の尊重」という協働の原則を定めた基本理念に従うものとしております。ご意見に従い、また、ご期待に添えますよう各主体と連携・協力を図り、より効果的な事業を進めていきたいと考えております。
149	・市民活動を行う市民と支援する市民の立場で役割が書かれ、条例は全体で市民活動を支えるという姿勢で書かれており、よいと思う。	